

もくじ

京都府議会 2023 年 9 月定例会

田中 ふじこ議員の一般質問	.....	1
ばばこうへい議員の一般質問	.....	6
他会派の一般質問項目	.....	12

●京都府議会2023年9月定例会で、日本共産党の田中ふじこ議員とばばこうへい議員が行なった一般質問の概要を紹介します。

**田中ふじこ議員（日本共産党・京都市中京区） 2023年9月21日**

日本共産党京都府会議員団の田中富士子です。今期、中京区から選出していただきました。通告に基づき、知事並びに関係理事者に質問いたします。初めての質問となります。みなさんよろしくお願ひします。私は、38年間病院で臨床検査技師として働き、昨年9月までの約20年間は70床の小さな病院で働いてきました。また、2級ヘルパーの免許を取得し7ヵ月間在宅ヘルパーをした経験と、3人の子育てや母の介護を行った経験を踏まえて質問させていただきます。

**「保険あって介護なし」の介護保険制度改悪に反対を**

【田中議員】まず介護保険制度についてです。街の中では杖を突きながら、あるいは押し車を押しながら出かけられる高齢者の姿をよく見かけますが、懸命に生活をなさっていると感じます。

私の同年代の友人は、自宅に両親を引き取り介護することになり、ご両親は国民年金のみの収入で週1回のデイサービスとショートステイを利用されていましたが、両親の在宅介護が友人の肩に重くのしかかりました。友人は7年におよぶ両親の介護と仕事の両立により、ストレスと疲れで全身に蕁麻疹が出るほど限界に達していました。

最後まで両親を自宅で介護し、母親を見送り父親を亡くされた後、「父親を叱る声が鬼になっていた」「親の死を悲しむことができなかった」「やっと終わった」と私に言って涙が止まらない姿に、介護負担の重さを感じました。

また、知り合いの介護ヘルパーの方からは、ある独居老人の方が「冬の光熱費が月に4万円を超え、年金8万円では貯金を取り崩すばかり」と言っておられると聞きました。高齢者に経済的不安がのしかかる下で、今の介護保険制度の中では、高い介護保険料を支払いながら収入の少ない方ほど自宅に追いやり、利用料負担が重く介護サービスを抑制することが多数起こっています。高齢者がお金のあるなしに関わらず、安心して利用できる介護保険制度に見直す必要性を強く感じます。一方で介護従事者不足の問題が深刻です。近所にお住いの若い介護職の方は夜勤を月に8回やっても手取り20万円とのことで、夜勤をしなければ手取りはもっと少なく、夫婦ともに介護労働者として働かれており2人の子どもを育てるには収入が少なすぎます。

また訪問ヘルパーは、特に人材不足で60歳以上の方が40%を超える状況です。私も訪問ヘルパーを経験しましたが、多様な業務を1人でいきなり判断力も必要であり時間制限が厳しく、移動手段は自転車やバイクと責任が重い業務にもかかわらず、賃金が低すぎるために、訪問ヘルパーのなり手不足が特に深刻となっています。介護の仕事は人の命に係わる責任の重い仕事であり、日常生活を支えるために欠かせない仕事にもかかわらず、それに見合わない低賃金のため退職者が相次ぎ、若い方の介護職希望者が減っています。

昨年、政府は介護職従事者の処遇改善加算を行い、月に約9000円の賃上げを行いました。全産業平均水準からはまだ月に7万円以上の開きがあり全く改善とは程遠い状況です。加えて、新型コロナの分類が

5類相当に引き下げられてもコロナ感染の再拡大が起こっており、職員が休職すれば、現場はたちまち人手不足となる大変厳しい人手不足の実態があります。

介護事業所は、介護報酬の切り下げやコロナ禍での減収、物価、光熱費高騰などを価格に転嫁できず経営が厳しく介護従事者の賃上げができず人員不足を解消することができません。私は、介護従事者の賃金の引き上げや処遇改善とともに、介護事業所を支えることが必要だと考えます。

そこで知事に5点伺います。

1点目は、介護保険の利用者が増える中、保険料は上昇し利用負担も増加が続いている現行の介護保険制度は問題と考えます。高齢者の増加によって生じる介護需要に対し、保険料と利用料の増額やサービスカットで対応することは、「保険あって介護なし」と言わざるを得ないと考えますが、知事の認識はどうですか。

2点目は、社会構造が変化する中、需要に合わせた介護サービスを提供するためには、介護保険の国庫負担割合の引き上げが必要であり、国に対し在宅事業・施設事業ともに国庫負担率を緊急的に現行より10%引き上げることを求めるべきと考えますがどうですか。

3点目は、国は介護保険制度改定にむけ、要介護度1及び2の訪問・通所介護を保険外とすること等を検討しましたが、国民の大きな反対により改定は見送られました。しかしながら、自己負担2割の対象拡大や保険料の引き上げを依然として検討していることから、本府として、このような介護保険制度の改悪に断固として反対すべきと考えますがどうですか。

4点目は、京都府第10次高齢者健康福祉計画の策定が来年予定されていますが、長引く物価や光熱費の高騰が高齢者の生活を圧迫しているため、介護保険の利用実態調査を行うなど、高齢者の生活実態を踏まえた計画とし、本府の政策を見直すべきと考えますがどうですか。

5点目は、高齢化社会を支えるためには、介護従事者の安定した人材確保が必要であることから、国に対し介護報酬とは別に、給与を全額公費で全産業労働者の水準まで引き上げることを求めるべきと考えますがどうですか。ご所見をお聞かせください。

**【西脇知事：答弁】**介護保険制度についてでございます。介護保険制度は、家族の負担を軽減し、介護を社会全体で支えることを目的に、平成12年に創設された制度であり地域社会に定着をしております。H12年度からR4年度の間、要介護等を認定者数は3.5倍、介護給付費は3.2倍に増えており、介護保険料や介護サービスに要する利用料も増加傾向にございます。今後も高齢化の進行が見込まれる中で制度を維持していくためには、給付と負担のバランスを取りながら、いかに安定的な制度として次世代に引き継いでいけるかが大きな課題でございます。

京都府といたしましては、介護給付費負担金として所要の予算を確保し制度をしっかりと支えてきているところであり、R5年度当初予算においても、約380億円の予算を計上しているところでございます。

また、国に対しては、利用者負担の見直しにあたっては、高齢者の生活実態を踏まえた適切な対応を行うことや、持続可能な介護保険制度の構築にむけて、国の負担割合の増加を含め積極的かつ抜本的な見直しを行うことを要望しているところでございます。今後とも、府民の方々が安心して必要な介護を受けていただくことができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

**【長谷川健康福祉部長：答弁】**介護給付費負担金の国庫割合についてでございます。

公費割合については、法律に基づき現在、国が在宅サービス事業分として25%、施設サービス事業分として20%を負担しているところです。公費負担と保険料が年々増加していることから、国に対して公費負担のあり方等について国の負担割合の増加を含め、積極的かつ抜本的な見直しを行うよう要望しているところでございます。

次に介護保険制度改定への対応についてでございます。介護保険制度については、R6年度改定にむけ、国の社会保障審議会・介護保険部会において、給付と負担に係る意見書がR4年12月に提出されたところでございます。部会での意見としては、要介護1・2の生活援助サービス等に関する給付のあり方やケアマネジメントの利用者負担については、R9年度の制度改定までに結論を得ることとし、今回は見送るとされたところでございます。

またR5年6月の骨太の方針2023では65歳以上の高齢者のうち介護サービス利用料の自己負担が2割

となる対象の拡大や、1号保険料負担のあり方等については年末までに結論を得ることとされたところで、京都府ではこれまでから国に対して利用者が安心して介護を受けることができるよう、安定した制度とすること、高齢者の生活実態を踏まえた対応することについて要望してきたところであり、今後の国の動向の動向を注視の上、必要な対応を講じてまいります。

次に高齢者健康福祉計画の策定についてでございます。京都におきましては、現在の第9次京都府高齢者健康福祉計画の期間が今年度末までになっていることから、現在計画改定に向けた議論を行っているところでございます。計画の策定に関しては、市町村で実施された在宅介護 実態調査等の結果を取りまとめ高齢者の実態を踏まえた内容としてまいりたいと考えております。

次に介護職員の給与水準の引き上げについてでございます。給与水準の引き上げにつきましては国に対して繰り返し要望した結果、令和4年2月から補助金により介護職員と1人当たり月額平均9000円相当の引き上げが実施され、令和4年10月からは、介護報酬改定により、その引き上げが継続されております。その結果、介護職員等の給与について、給与の引き上げが始まったH21年度以降、月額約6万6000円の引き上げが実施されますとともに、職員の経験や技能に応じたさらなる加算が行われております。京都府といたしましては国に対し、対象職種の拡大や給与の更なる引き上げを、利用者負担を増加させることなく行うよう引き続き要望し、さらなる処遇改善に努めてまいりたいと考えております。

**【田中議員：指摘要望】**ご答弁ありがとうございました。これからますます介護需要が高まりますが、地域住民の安心・安全の介護・福祉を確保していくためにもケア労働者の社会的役割にふさわしい賃金水準を実現するために、大幅賃上げが必要です。介護現場では、人材確保ができず高い手数料を支払う有料職業紹介に頼っている状況であり、これも介護事業所の経営を圧迫しています。介護人材確保のための支援が必要であることを再度指摘しておきます。

また、要介護1及び2の方の訪問介護・通所介護が保険外となれば、高齢者の人間らしい生活や尊厳が守れなくなります。まさに「保険あって介護なし」と言わざるを得ません。介護保険の制度改定に向け、国に改悪反対を求めることを再度お願いします。京都府としても、来年の第10次高齢者健康福祉計画に向け、高齢者の実態を把握し高齢者の健康と福祉を考える内容にすることを強く求めておきます。

## 教員の長時間労働を無くし残業代不支給の是正を

**【田中議員】**次に、教員の過重労働と未配置について質問します。

8月に行われました京都府子ども議会で、子ども達は不登校の児童や生徒が増えることについて問題を提起し、みんなが楽しく学校に通うための取り組みについての提案を行いました。子ども達は、教員に対し、もっと子どもに寄り添い、子どもの気持ちを受け止めてほしいと求め、子どものペースに応じた教育を行い、誰もが学校で学べるようにしてほしいと求めていました。

2022年10月に実施されました「公立学校教員勤務実態調査」の結果は、小・中・高校や特別支援学校ともに、毎日の校内滞在時間が平均約10～11時間で、京都府では1週間の校内勤務時間は小学校で平均約56時間、中学校で平均約61時間、高校で平均約57時間、特別支援学校では平均約50時間となっています。時間外労働が多すぎるために時間外勤務上限指針として月45時間が決められましたが、実態は校内滞在時間を減らすために、休憩時間を削って仕事をするような働き方になっています。

学習指導要領の改定により新たな業務として、「道徳」の教科化、小学校英語、ICT教育等が増え、業務量が増えても教職員は増やさず、一人の教員が受け持つ授業の時間数は増えています。その他にも数々の校内業務の増加により、教員は授業の準備や成績処理などの業務を時間外に回さざるを得ず、学校滞在時間の増加、早出出勤や土日出勤、休憩時間の削減、毎日の持ち帰り業務など、過重な労働となっています。

教員の長時間労働の根底には、公立教職員の給与等に関する特別措置法があり、この法律が給与4%を「教職調整額」として上乘せする代わりに、残業代を支給しないと規定していることが、無定量化業務のもとになっています。これまで文科省や教育委員会は、教員の時間外勤務の実態について「超勤命令に基づかない自発的なもの。賃金の対象になる労働でない」と教員の時間外勤務を労働として認めてきませんでした。

そんな中で、教員が時間外勤務に対し残業代支給を求めた2021年の埼玉県の裁判では、教員の時間外業務の中に労働に該当する部分があることを、裁判史上初めて認めました。2016年に起こった富山県の中学校教諭がクモ膜下出血で死亡した裁判は、教員が倒れる前の1ヵ月間の時間外労働は約120時間、発症前の53日間に休みが1日しかなかったことに対し、今年の7月5日、裁判所は教員の過重労働を認め、部活動についても校長が安全配慮義務を怠ったためと認め、市と県に賠償責任を課す判決をおこなったもので、大きな意味を示しています。

そこで質問します。

1点目は、本府における教員の時間外勤務は、勤務上限指針である月45時間を大幅に超え、教員が休息時間を削る事態も生じています。教員の過重労働や長時間労働が大きな社会問題となる中、国は、教職調整額の水準や新たな手当の創設を含めた各種手当の見直し等の検討を進めています。しかしながら、手当を支給しても多すぎる業務は減らず、教員の過重労働は解消されないため、国に対して、「残業代不支給の廃止」を求めるべきだと思いますがどうですか。

2点目は、教員が持ち帰り残業を行っている実態を考えれば、せめて、校内滞在時間は労働と認め、残業代を支払うべきと考えますがどうですか。

## 教育費予算の増額を行い教員未配置の解決を

【田中議員】次に府内の教員未配置についてですが、R4年5月1日時点で未配置が30人あり、9月1日には49人と増加しました。R5年5月1日の未配置が19名となっています。産休代替要員の確保は4月から7月25日までに産休に入る場合は、4月当初から代替要員加配となり前進している面もあります。しかし、京都教職員組合の調査ではR4年度の府内教員の1ヶ月以上の病欠者が278人でしており、そのうち精神疾患による病欠者が151人と54%になるということです。病休者が発生することにより、他の教員への負担が重くなり、更に休職や退職者を増やす原因になってしまいます。特に20歳代、30歳代の若い教員の退職が増加していることに注目したいと思います。私は近所の中学校教師をされている女性に話を聞く機会があり、「教員の仕事はどうですか」と尋ねると、「2人目の子どもを出産し育児休暇は取ったものの、業務量の多さで帰宅時間が遅くなるために、2人の子育てをするには不安があり教員を辞めた」と言われました。私は、教員の仕事が子育てしながら働き続けられないような過重労働、長時間労働であり、若い世代が教員を続けられない大きな理由の1つになっていると思いました。

そこで2点質問します。

1点目は、教員の未配置が更なる過重労働を引き起こし、病休者や退職者を増やす原因となっています。未配置を解決するためには、当該年度における産休代替要員の配置決定の期限を限定せず、年度を通して確保する必要があると思いますがどうですか。

2点目は、教員の荷重業務を削減し、児童生徒に接する時間を増やし、児童生徒に合わせた教育を行うためには、教員の受持ち授業時間の削減と業務量に見合った人員配置が必要であることから、国に対し、抜本的に教員を増やすための教育予算の増額を求めるべきと考えますがどうですか。ご所見をお願いします。

【前川教育長：答弁】教員の過重労働と未配置問題についてでございます。府内の教員の勤務実態につきましては、H29年度に実施した調査により大変厳しい状況が明らかとなり、働き方改革実行計画を本部でも策定し、学校業務支援員の選考配置や専科教員の配置などの指導体制の充実や、ICTを活用した業務の効率化など総合的に取り組んできているところでございます。このような取り組みの結果、昨年度の調査では、H29年度と比較して時間外勤務は約16%減少し、一定の改善が見られたところではあります。依然として長時間勤務の教員が多い状況であり、さらなる働き方改革の取り組みが必要であると考えております。

こうした勤務状況は全国的にもほぼ同様の状況にあり、加えて教員不足が指摘される中で、現在、中央教育審議会において、教師の処遇改善や勤務制度、学校における働き方改革、学校の指導運営体制の充実のあり方等が一体的に検討されております。その中で、教員の時間外勤務手当についても検討されてお

り、教員の職務が自発性創造性に基づく勤務に期待する面が大きいことなどの勤務の特殊性を踏まえた教職調整額のあり方や時間外勤務管理による手当支給の妥当性など、その考え方の整理が必要とされているところでございます。

教員の勤務や処遇のあり方につきましては法において定められていることから府教育委員会といたしましては、現場の実態に即した処遇改善となるよう国に要望を行うとともに、今後も教員の働き方改革について実効性ある取り組みや支援を行ってまいります。

次に教員の確保についてでございますが、京都府においても全国同様に講師の未配置が生じており、大変憂慮すべき状況にあると考えております。そのため府教育委員会では、人材バンクや講師説明会の充実に取り組むとともに、一学期中に産前休暇を取得予定の場合には、代替の講師を年度当初から配置する制度を導入するなど、様々な制度改善や取り組みを進めてきたところでございます。

しかしながら、年度途中の代替講師の確保については大変厳しい状況にあり、今後とも講師確保のための取り組みを進めるとともに、何より教員志望者が増えることが重要であり、教職の魅力向上の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に教員の増員についてでございますが、教員体制の拡充を図ることは、子どもたちにより丁寧な指導できる環境を整え学びの質を高めるとともに、教員の負担を軽減する意味でも望ましいことであると認識しております。一方で 短期的な大幅な増員の場合には、教員の人材確保などが課題となるため、引き続き計画的に教員定数の改善と財源の確保について、国に要望してまいります。府教育委員会といたしましては、学校の指導体制の充実や業務改善を図るなど教員の勤務環境を整備する中で、子どもたちがより良い教育を受けられるよう取り組んでまいります。

**【田中議員：指摘・要望】** ご答弁ありがとうございました。今、教員の給特法が問題になっていますが教員の過重労働が解消されなければ病休者は減らず、教員を目指す人が減少し、教職員不足が解消できません。教員の残業を業務として認め残業代を支払うとともに、業務量軽減のための人員配置を増やすことが必要だということを再度お願いしておきます。子どもを取り巻く環境が変化し、教室には多様な子どもが在籍しており、外国にルーツを持つ子や特別なニーズを持つ子など支援が必要な子が増えています。一人ひとりに応じたケアが必要で、安全指導や「いじめ」などの問題にも対応しなければなりません。教員の魅力は、子どもと人間的な触れ合いができることと、子どもの成長発達に立ち会い一緒に成長できることだと思います。今こそ、教員を増やすことが必要です。子どもの成長・発達を保障するために教員の定数増を実現させることを求めて私の質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

## 相次ぐ災害の復旧対策体制の強化、市町村と連携した支援を

【ばば議員】日本共産党の馬場紘平です。通告に基づき、知事並びに関係理事者に質問します。初めに、災害の変化に見合った行政機関の配置と体制の強化、災害復旧への府の支援の強化についてです。この夏も本府をはじめ全国で、大雨や台風による被害が相次いでいます。特に、台風7号では福知山市、舞鶴市、綾部市などを中心に床上・床下浸水などの住宅被害が400戸を超えています。さらに、農業被害や商業被害など多くの被害が発生しました。被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、復旧にむけてご尽力いただいている各種団体、ボランティア、行政職員の皆様に感謝申し上げます。

我が党議員団は、これまでから府内はもちろん全国の被災地での災害ボランティア参加など、災害復旧に微力ながら力を尽くすとともに、被災の実態などについて現地で直接つかむ努力を重ねてきました。8月16日、17日の両日、北中部と南部の被災状況を現地で確認するとともに、8月2日には秋田市に、8月20日には舞鶴市に災害ボランティアとして私も参加してまいりました。

舞鶴市久田美地区では、地区を流れる久田美川や水路などを山からの大量の土砂と流木などが埋め尽くし、地区全体に土砂を含んだ水が押し寄せ床上浸水14戸、床下浸水約30戸、車が3台流出したものの奇跡的に人的被害はありませんでした。地域では、「これまで由良川に近いもつと下流の地域で水がつくようなことはあったが、上流地域でのこうした被害は経験したことがない」とのことでした。

今回の府北中部地域の台風被害は、極めて局所的に異常な短時間降雨が降ったことで、山の崩壊に伴う大量の土砂・流木が集落を襲うという、これまでの由良川周辺の災害とは様相が大きく変わっています。国連事務総長が「温暖化を超えて灼熱化の時代を迎えている」と警鐘を鳴らしていますが、気候変動が災害についてもこれまでの常識が通用しない事態を引き起こす時代に入っています。府民のいのちや暮らしを守るため、防災対策の進め方や復旧・復興の対策など抜本的な対策が求められています。

そこで伺います。今回の中北部の台風被害のように、山間部の被害状況がどうなっているのか、その対策を急ぐ必要があるときに、林務事務所は京都市内に一カ所、各広域振興局に配置されている森づくり振興課も統廃合の影響でエリアも広域になっており、日常的に山林の状況を把握するという点では極めて不十分です。これまで、土木事務所などの配置の見直し、体制の強化を求めてまいりましたが、災害の様相が大きく変化していることが明らかになっている中で、集約化してきた広域振興局を元に戻すこと、その際には森づくり振興課など必要な体制の強化・拡充をはかることなど、地域振興局が地域の災害対策に継続的に当たることが出来るようにすべきと考えます。知事のご所見をお聞かせください。

災害復旧について、代表質問で我が党浜田議員からも質問がありましたが、私もボランティアとしても地域を見た立場から、いくつか伺います。

一つは、宅地や農地などの民地に流れ込んだ土砂や流木の撤去への支援についてです。河川や道路などについては、災害協定を結んでいる地元建設業者などにより、早急に対策していただいています。しかし、被害を受けた住宅では災害ボランティアの協力も得ながら再建が進められていますが、敷地内には大量の土砂やお宅によっては流木などが、手の付けられないところも残されています。地域交響プロジェクト交付金で土砂やがれき撤去の際の自治会などへの支援は存在しますが、被害の規模を考えるととても十分とは言えません。そこで伺います。特に大きな流木の撤去などは、二次被害を伴う危険もあります。広島市では、堆積土砂排除事業や災害等廃棄物処理事業など国の補助事業を活用しながら、対象とならない部分も独自予算で対応することを基本方針に定め、平成30年7月豪雨、令和3年8月豪雨の際には、高齢者や障害のある方など、自力での撤去が困難な場合に行政が土砂・がれきの撤去などへの支援が実施をされています。本府としても市町村と連携し必要な支援策を検討すべきと考えますが、ご所見をお聞かせください。

二つ目に、全国で災害が頻発する中、災害ボランティアに参加するたびにボランティアの絶対数が不足していると感じます。特に、災害が発生したあとしばらくはテレビなどでも報道がされますが、時間と共に報道など情報が減少し被災地の状況が分かりにくくなることも一つの要因だと感じています。秋田市の災害ボランティアセンターでは、一度ボランティアに参加いただいた方に対して、継続的に情報を発信しボランティア参加を募る取り組みをされています。府としても各自治体や社会福祉協議会とも連携し、被災地の情報発信とボランティア確保の取り組みを進めるべきと考えますがいかがですか。

**【西脇知事・答弁】**災害の変化に見合った行政機関の配置と体制強化についてでございます。地域における災害対応の中心的役割を担う土木事務所や保健所などにつきましては、平成16年5月の振興局再編時に集約化拠点化し、広域振興局の組織として位置付けることで、広域的な災害にも現地現場で即応できる機動性や、手厚い執行体制が確保できるよう見直したところでございます。そうした中でこれまでの自然災害や新型コロナへの対応におきましても、迅速に職員の応援体制が構築できるなど、広域化のメリットが生かされたものと考えております。

また、土木事務所の技術職員につきましては、3年連続して被災する前の平成24年度と比較して、現在では19名増員するなど再編後も必要な体制強化を図っているところでございます。自然災害が全国的に激甚化、頻発化する中であっても、再編のメリットを生かし、必要なエリアに機動的に職員を動員するなど、引き続き府民の安心安全の確保に向け、執行体制を構築してまいりたいと考えております。

**【長谷川健康福祉部長・答弁】**ボランティア確保のとりくみについてでございます。近年地震や台風、豪雨など、大規模な災害が頻発する中、被災地の復旧支援を行う災害ボランティアの活動はますます重要となっております。このため、京都府では社会福祉協議会やNPO、ボランティア団体等々と連携して、平成17年に全国に先駆けて、京都府災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティアの育成や災害時の活動支援などを取り組んできたところでございます。先の台風第7号におきましても、災害発生の翌日から先遣隊や応援職員を現地に派遣するとともに、福知山市、舞鶴市、綾部市の各災害ボランティアセンターと連携して、ホームページやSNSを活用した災害ボランティアの募集・広報を行ってまいりました。合わせて被災地へのボランティア派遣バスの運行支援や、復旧活動に必要な資機材等の支援を行った結果、府内各地から延べ2,000名を超える方々に災害ボランティア活動にご参加いただき、迅速な復旧につながることでございました。今後もこうした活動の状況や成果を、地域の防災研修などで広く共有していくことにより、ボランティアの確保や災害時の迅速な対応につなげてまいりたいと考えております。

**【浜田建設交通部長・答弁】**災害時における民有地への流木や土砂の撤去にかかる支援についてでございます。議員ご指摘の民有地における流木や土砂などの撤去を対象とする現在の国の制度といたしましては、住家における土砂等の撤去を対象とする内閣府所管の災害救助法に基づく国庫負担制度、市街地等の宅地における土砂等の撤去を対象とする国土交通省所管の堆積土砂排除事業、農地等における土砂等の撤去を対象とする農林水産省所管の農地農業用施設災害復旧事業などがあり、これまで被災の状況に応じて市町村等が適宜制度を活用してきたところでございます。

京都府では今回の災害において、被災された方々の日常を1日も早く取り戻すため、地域交響プロジェクト交付金の被災地支援プログラムによって、地域住民やボランティアなどが実施する流木や土砂の撤去を含む、緊急的な復旧活動の経費に対し支援しているところでございます。京都府といたしましては、今後とも災害時における民有地への流木や土砂の撤去を迅速に実施できるよう、市町村による国の制度の活用をサポートするとともに、災害の状況に応じた支援策も実施してまいります。

## 振興局を元に戻し体制を強化せよ、要件に関わらず被害全てに支援を

**【ばば議員・再質問】**ご答弁を頂きました。1つは浜田議員の代表質問で、地域再建被災者支援制度について、その拡充の必要性については、今回の災害は研究材料と考えているという答弁がありました。まずこの点については、さらに今回の災害でも使えるように、いち早い対応をお願いしておきたいと思えます。同時に振興局の体制などについては、この間体制の強化などでできているというお話がありましたけれども、今度の災害を見ていまして、やはりそれまでの日常的な対応であったり、また一定のスパンを持った対策がどうしても必要で、そうしたところについては、やはりこの間の広域化などによって非常に困難が大きくなっていると、私は思っています。そういった意味では振興局を元に戻すことと一体の体制の強化、これについては改めて強く求めておきたいと思えます。

土砂や流木の撤去について、特別の対策については再質問したいと思えます。様々制度の紹介がありましたけれども、例示をさせていただいた広島市のポイントというのは、国の制度の対象になるとか、適用になるとか、こうしたことには関わらずに支援を行っておられるというのがポイントでして、規模や要件で使える使えないということが出ないように、どの被害でもしっかりと支えるということがポイントになっています。ぜひとも府としても、こうした全国の努力には学んでいただきたいという観点での質問です。そうしたことについて、もう一度ご答弁いただきたいと思えます。

**【浜田建設交通部長・再答弁】**土砂の撤去にかかる支援制度についてでございます。国の制度には先ほど申し述べました国交省所管の堆積土砂排除事業、農水省所管の農地農業用施設災害復旧事業などがございまして、等の中に、ご指摘の環境省所管の災害等廃棄物処理事業などがございます。

いずれも大規模な自然災害に際しまして、二次災害の防止などの観点から、所有者のみではなく一定の要件に基づき国などが支援するものであり、様々な災害を経験して進化をしてきているものと認識しております。京都府といたしましても、こうした国の制度の適用基準に満たない場合におきましても、先ほど申し上げました地域交響プロジェクト交付金により支援を行うなどの取り組みをしてきているところでございますが、国と市町村の制度にかかる議論や進化の状況も注視しながら、行政支援のあり方について研究材料としてまいりたいと考えております。

**【馬場議員・指摘要望】**やはり気候の変動などによって災害の様相が大きく変わっているということをもまずは認識をしていただく必要があると思いますし、そうした中で府民の命や暮らしを守るということはもちろん、地域のコミュニティを守るということが行政には大きく問われています。求められている役割に応えることができるようにするためには、振興局を元に戻すことと一体の体制強化、私はこれは不可欠だというふうに思いますし、同時に暮らしを再建することが見通せるような支援策をしっかりと拡充していくということが必要だと思っておりますので、その点については改めて求めておきたいと思っております。

## 公共事業の現場で働く労働者に届く具体的な賃上げの手立てを

**【ばば議員・質問】**次に、地域の建設業者などの確保・育成についてお聞きします。

これまでから指摘されてきた、建設現場の技能労働者不足はさらに深刻さを増し、地場ゼネコンなどでお話を聞きますと、現場労働者がピーク時から30%以上減り、しかも60歳以上が25%という実態から、10年と言わずに業界が持つのかという不安の声は大きくなっています。そうした中で、2025年4月に大阪で開幕が予定されています万博のパビリオン建設が大きく遅れる中で、日本国際博覧会協会が万博のパビリオン建設については、2024年4月から適用される残業時間規制を除外してほしいとの要請をおこなっていることや、維新の会の藤田幹事長が記者会見で「許容してもよいのではないかと述べたことが報道されています。高騰や不足が深刻になっている資材や人手を万博に集中することにもつながりますし、到底認められるものではありません。本来、残業代規制を実効性あるものにするために、遅れている賃上げへの取り組みの強化こそ政治に求められるものではないでしょうか。

全京都建築労働組合が毎年実施している賃金アンケートの昨年の結果を見ますと、11年連続で引き上げられ、2015年比で55%以上上がった設計労務単価の一方で、一人親方でも労働者でも賃金は数%しか上がっていません。知事は、予算特別委員会の総括質疑で、「できる限り現場で働いている方に資金を流す、そうした姿勢で仕組みを構築していくことが重要だと思っております」と答弁されていますが、全く具体的な対策は進んでいません。なぜ取り組まないのか、お答えください。

災害ボランティアでおとずれた秋田市でも舞鶴市でも、地域の土木建設業の皆さんが、重機を出して復旧にご尽力いただいている姿がありました。舞鶴市久田美地区で被災した工務店の方は、作業場の機械類の被害など数百万円に上るかもしれない状況で、同じ地区内のかかりかけの現場を「早く仕上げないといけない」と自らの被害よりも、地域の方の暮らしを支える仕事に目を向け、そんな話をしている最中にも、「排水溝が詰まったみたいなんだけれども見てくれないか」と地域の方から声がかかり、すぐに現場へと向かわれました。生活をするうえで地域にとって欠かすことのできない存在だということを改めて再認識させられました。地域で安心して住み続けるためには、業者の育成確保は欠かすことは出来ません。その育成に行政としても責任を持って取り組むことが求められています。だからこそ、京都府自らが少なくとも公共事業の現場で、いったいどんな働き方になっているのか、賃金水準はどうなっているのか独自に調査するべきだと考えます。

全国では、公共事業の独自の実態調査を行っている自治体があります。旭川市では、設計金額500万円以上の建設工事について毎年独自の実態調査が行われ、各職種の平均年齢、平均経験年数、労働者賃金単価の平均額・最高額・最低額、設計労務単価との比較など業界の実態や賃金を含む労働環境がどうなっているのか、ホームページにも結果を公表し明らかにしています。2022年の結果を見ますと、前年比で平均労働者賃金単価は659円、4.8%上がっているものの、設計労務単価が1,389円、7.1%上がったため、設計労務単価比では70.4%から68.8%に低下したことがわかります。

そこで伺います。実態がどうなっているのか、実態が伴っていないのであればその原因は何なのか。京都府として、事業者にも協力いただいてまずは実態を掴む独自調査をするべきと考えますが、改めてご所見をお聞かせください。

## 適正化委員会設置、賃金条項含む公契約条例をつくれ

**【ばば議員・質問】**建設業に限らず、労働者賃金の引き上げの必要性は、もはや議論の余地はありません。それをどう実現するのか、知事は「賃上げできる環境を作ることが大切」と答弁されてきました。しかし、その具体化は、伴走支援など実際には一部の企業への支援にとどまっています。小規模工事等希望者登録制度など入札参加業者の枠を超えて地域の事業者へ仕事を回す仕組みや、府の応援条例のような制度を並べた条例ではなく中小企業振興基本条例のように、行政や大企業の責務も盛り込んだ中小企業振興をあらゆる政策の中心に置くような理念条例の制定など、全国の取り組みにもっと学ぶべきだと考えます。さらに、こうした取り組みと同時に重要なのが、賃金条項を含む公契約条例の制定だと考えます。6月議会で我が党森議員の質問に対して、「民間への影響も含めて慎重に考えるべき」「国の調査に基づき設計労務単価が引き上げられている」などと答弁がありました。東京都世田谷区では、2015年4月から公契約条例を実施しています。世田谷区の条例は、労働者報酬の下限額を定めていますが、罰則はなく強制力はありません。しかし、条例で設置が明記されている「公契約適正化委員会」には、事業者・労働者の代表に加え、学識経験者、区民が参加をし、委員会には労働者報酬下限額を検討する専門部会が設置をされています。その委員会の提言を受け、区として労働者報酬の下限額を示し、50万円以上のすべての契約について、事業者チェックシートで報告を求めています。さらに、下限額は、区職員の高卒初任給に期末手当を加え時給換算した額を目標に毎年少しずつ引き上げ、実施から8年で最も低い労働者報酬下限額は1,230円と、東京都の最低賃金額である現行の1,072円、10月以降の1,113円のどちらにも上回っています。

条例を実施する世田谷区は、区職員についてはアルバイト職員に至るまで労働者下限額を適用するとともに、下限額にどう実効性を持たせていくのか、総合評価方式の評価の見直しを含む入札制度の改革など、適正化委員会の答申も受けながら、取り組みを進めておられます。

そこで伺います。賃金条項含む公契約条例の制定は、全国の取り組みにもみられるように、賃上げはもちろん、事業者、労働者、住民などを含む委員会の設置、罰則に限らない実効性をどう持たせるのか、など地元企業の育成や内発的な産業政策に結びつける取り組みとして進められています。全国の自治体が行っている中身についてもしっかりと検討し、府として賃金条項を含む公契約条例の制定に一步踏み出すことが必要と考えますが、ご所見をお聞かせください。

**【吉井総務部長・答弁】**賃金情報を含む公契約条例の制定についてでございます。労働者の賃金等の労働条件は労働関係法令の下で、労使が自主的に決定することとされておりまして、最低賃金法とは別に、条例などで賃金の基準を新たに設けることにつきましては、慎重に対応することが必要であると考えております。

一方で、地域経済の発展ですとか、適切な労働環境の確保を図ることは、京都府としても取り組んでいくべき課題と認識しており、外部有識者による委員会や建設業関係団体の意見などをお聞きしながら、公契約大綱に基づき、社会経済情勢に即応した入札制度の見直しなどを図ってきたところでございます。

いずれしましても労働者の賃金問題は公契約のみならず、私契約を含めた統一的な見地からナショナルミニマムとして法制度の中で対応されるべきものであると考えております。

なお建設業に関しましては、先般、国の審議会におきまして適切な労務費等の確保や、賃金行き渡りの担保、請負契約の透明化による適切なリスク分担などを柱とする中間取りまとめが行われ、建設業法の改正も視野に入れた検討が行われているところであり、こうした国の動きについても注視してまいりたいと考えております。

**【浜田建設交通部長・答弁】**建設労働者の賃金についてでございます。建設業は社会資本整備の担い手であり、また近年激甚化・頻発化する災害時には、現場の第一線で奮闘いただく地域の守り手でもございます。建設業界の皆様が担い手を確保・育成していくためには、建設労働者の適正な賃金水準の確保を含めた処遇改善が必要と考えております。そのため京都府では企業が適正な利潤を確保することで、建設労働者の賃金水準を改善できる環境整備に努めるとともに、元請け業者、下請け業者それぞれの関係者が、適

正な請負代金で契約することを関係団体に要請してきたところでございます。具体的には、適正な価格で契約するために最新の単価や積算基準を公示価格に速やかに適用する、ダンピング受注による下請け業界へのしわ寄せ等を防止するために、適正な最低制限価格等を設定する、府内企業の利潤確保につなげるために原則府内企業を対象に発注する、重層的な下請け構造による間接費の増加を防止するために、下請け次数を制限するなどの仕組みを構築し、運用してきたところでございます。

これらの結果としての公契約の実態でございますが、平均落札率につきましては、平成20年度の81.1%から令和4年度の90.7%へと上昇し、ダンピング対策が進展している。下請け次数につきましては、土木工事で2次まで、現地工事で3次までをおおむね達成し、下請けの重層化が抑制できているなど、取り組みの効果が見られます。引き続き、これらの取り組みは粘り強く推進し、建設労働者の処遇改善につなげてまいりたいと考えております。

次に調査についてでございます。まず京都府ではこれまでから、公共工事の入札状況など公契約の実態を調査しておりまして、その結果を第三者委員会に報告し評価や検証を行っているところでございます。また、設計労務単価につきましては、京都府ではこれまでから国と歩調を合わせて、公共工事に従事した建設労働者に対する賃金の支払い実態などを調査しており、調査の結果、賃金が上昇している実態を踏まえ、11年連続で引き上げてきたところでございます。

一方で、建設労働者の賃金につきましては、個人の経験、知識、技能、マネジメント能力や企業の経営状況等に応じて、労使間で総合的に決められるものであり、設計労務単価と必ずしも一致するものではございません。

京都府といたしましては、建設労働者の賃金水準の上昇が、設計労務単価の上昇を通じて企業の適正な利潤の確保、賃金水準のさらなる上昇につながる好循環が継続するよう、元請け業者、下請け業者それぞれの関係者が適正な請負代金で契約することを、引き続き国とともに関係団体に要請してまいりたいと考えております。

## 資材高騰などの事態が起こるなか、現場の独自調査をおこなうべき

**【ばば議員・再質問】**ご答弁をいただきました。最初に総務部長から様々ありまして、国が今新しい対策をしようということがあって、そういったものも注視をしていきたいということがありましたけれども、そういった状況ではもうすでにないというふうに思うんですね。地場のゼネコンの話、先ほど紹介しましたけれども、このまま行けば10年と言わず業界が持つのかというような状況になっていますので、そういった意味では京都府として今何を打つのか、どういった手立てを打つのか、ということが問われているんだということを、まずは認識をしていただきたいというふうに思います。

適正な単価の支払いが必要だということは、建設交通部長からもお話がありましたけれども、ただそれが大綱を実施して様々取り組みをしているんだけれども、実際そこが追いついていないから、厳しい状況が現場にあるということ、まずは見ていただかなければいけないんじゃないかなという風に思っています。特に今これだけ対策を打ってきたけれども、状況がなかなか改善をしないし、さらに言えば、そこに物価高騰・資材高騰などが追い打ちをかけていると新たな事態があるわけですから、今こそ独自の調査を京都府としてするべきではないかというふうに思います。この点については再答弁をいただきたいと思っております。

賃金条項を含む公契約条例については、これまで通りの答弁が一部あったんですけれども、そういうことではなくて、地域経済の対策として、こうしたものを有効に働かせている地域があるではないか、ということが今回の質問の肝でして、物価高騰や人手不足、価格転嫁などが大きな課題になっているなかで、賃金条項が適正な賃金をどう実現するのかということを通じて、地域経済や住民の暮らしをどうやって守り発展させていくのかという重要な役割が全国では発揮をされている。こういった状況の中ですから、そこで再質問としては、では賃金条項が持つ意味っていうのを、どのように考えているのか、またその必要性についてはどのように考えているのかお聞かせを頂きたいと思っております。

**【吉井総務部長・再答弁】**馬場議員の再質問にお答えをさせていただきます。賃金条項が持つ意味ということのご指示だったかと存じます。

議員ご指摘の通り、全国の一部の地方団体におきましては賃金条項を含みます公契約条例が制定されているということは承知をしております。建設業の賃金引き上げにとりくむよう担保する手法として、条例ということを選択して、それをやっている自治体があるということだと思っておりますけれども、京都府

におきましては建設業における賃金については重要な課題と認識しているものの、平成24年に公正な競争、地域経済への配慮、安心安全の確保、バランスのとれた入札制度を構築するため公契約大綱を制定してございます。この公契約大綱に基づきまして、府内の建設企業の経営体質強化に取り組みまして、賃上げができる環境整備に努めているところでございます。

**【浜田建設交通部長・再答弁】**馬場議員の再質問にお答えいたします。実態調査についてでございます。設計労務単価の設定に当たりましては、公共事業労務費調査を毎年10月に国と都道府県などの発注者が、全国一斉に実施するほか、必要に応じて任意の月にも実施しております。下請けも含めた労働者を対象に、基本給だけでなく、臨時手当なども含めて、賃金台帳などと照合しながら綿密な調査を行っているところでございます。調査結果を踏まえ、令和5年度の単価につきまして国では約5.2%のところ、京都府では約6.6%の引き上げを行いました。

京都府といたしましては、引き続き国と歩調を合わせて公共工事に従事した建設労働者に対する賃金の支払い実態などを調査してまいりたいと考えております。

**【ばば議員・指摘要望】**ご答弁をいただきましたけれども、やはり今の現場の実態と、求められているものとはだいぶ乖離があるのかなというふうに思っています。公契約大綱でこの間やってきていると、これ建設の現場だけですけれども、それで改善していないですよ、ということをおっしゃっていただいている、さらに先ほど入札率も上がってきているという話もありましたけれども、くじ引きがものすごく今増えてきております。こういった状況も踏まえて本当にこの対策このまま続けていくだけでいいのかということ、現場の実態も踏まえて考えていただく必要があるというふうに思います。

2021年の6月に府議会で全会一致の意見書が採択をされまして、京都府の地方最低賃金審議会でのこの間の答申、こうしたものを見ましても、議会でも労使でも中小企業支援と一体に賃上げと、こうした意見は一致をしていると私は思っています。特に最低賃金付近で働く非正規雇用率が他府県に比べて高い京都で、どうこれを実現していくのか、知事にも鋭く問われていると、このことは指摘をしておかなければいけないし、そのためにも実態調査、賃金条項を含む公契約条例の実施は極めて重要だとその点は改めて指摘をしておきたいというふうに思います。

## **地元伏見区の港オアシス整備にあたっては地域の声をよく聞いて**

**【ばば議員】**最後に、地元伏見区の課題について1点要望します。今年度予算には伏見港の港オアシスに関連して、十石船乗場などの移設の詳細設計の費用などが含まれています。十石船乗場の周辺は、これまでから桜のシーズンなど非常に多くの観光客が来られることで、地域の生活道路にまで人や車が押し寄せ、地域の方の通行が困難になるなど影響が広がってまいりました。周辺の狭隘な道路、周辺の住宅街の広大な未舗装道路などを合わせて整備することを求める声が広くあります。いよいよ関連整備が具体化されようとする中で、京都市とも連携をして、こうした声をどう実現していくのか、そのためには、まず広く地域の声を直接聞く場を設けるなど、積極的な対応をしていただくこと、この点を要望して、私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

《他党派の一般質問項目》

9月21日

**大河内章議員（公明・京都市右京区）**

- 1 スタートアップの今後の展開について
- 2 京都府における食育と健康寿命の延伸に向けた取組について
- 3 嵐山におけるオーバーツーリズム対策について

**家元優議員（自民・福知山市）**

- 1 自然災害対策について
- 2 長田野工業団地及びアネックス京都三和について

**楠岡誠広議員（維新・宇治市／久世郡）**

- 1 事業承継の課題とゼロゼロ融資について
- 2 就労継続支援等の通所系事業所に対する新型コロナウイルス5類移行後の支援について

**田中英夫議員（自民・亀岡市）**

- 1 南丹地域の観光戦略について
- 2 京都府森林水源地域の保全に関する条例について
- 3 京都丹波間の道路について

9月22日

**田島祥充議員（自民・八幡市）**

- 1 2025大阪・関西万博の成功に向けた取組について
- 2 多文化共生の推進について
- 3 サイバー空間の脅威から府民を守る取組について

**筆保祥一議員（維新・木津川市／相楽郡）**

- 1 障害者就労継続支援事業所に対する京都府の対応について
- 2 児童養護施設の入所児童への支援について

- 3 和束町内を走る府道5号木津信楽線の安全対策について

**四方源太郎議員（自民・綾部市）**

- 1 抜本的な氾濫防止対策等について
- 2 私立高等学校への運営費補助金について
- 3 JR山陰本線の充実・強化と早期複線化について
- 4 府北部地域での知事執務室の確保と執務をサポートする職員体制の強化について

**増田大輔議員（府民・京都市伏見区）**

- 1 産業振興と府内企業への学生就職について
- 2 大雨警報時の学校の休校や安心安全対策について
- 3 伏見港における「みなとオアシス」を活用した賑わいづくりについて

9月25日

**古林良崇議員（自民・京田辺市／綴喜郡）**

- 1 府南部地域の道路整備事業の推進と公共交通ネットワークの強化について
- 2 ICT教育の展開について

**田中志歩議員（維新・京都市下京区）**

- 1 保育士を取り巻く課題の変化と労働環境、人材確保の取組について
- 2 看護師の勤務環境と健康サポートに関する取組について
- 3 府立高校教員の育休復帰後支援と職場環境整備の取組について

**瀧脇正明議員（自民・京都市伏見区）**

- 1 電動キックボードについて
- 2 新型コロナウイルス感染症と新たな感染症対策について
- 3 動物愛護に関する取組について